様式3

【在学生用】令和7年度入寮希望者提出書類一覧表

学籍番号	
氏　　名	

≪注意事項≫

1. 提出する証明書類があるものについては、該当者欄に〇印を付すこと。
2. 各種証明書類は申請日の3ヶ月以内の証明のものに限る。
3. 各種提出書類については、マイナンバー（個人番号）の記載がないものを提出すること。
マイナンバー（個人番号）が既に記載されている書類は、油性ペンで塗りつぶすなどの
マスキングを施し、マイナンバー（個人番号）が確認できない状態にして提出すること。
4. 入寮申請をする場合は以下の期間内に学生支援課窓口に持参または郵送すること。
受付期間：令和7年7月22日（火）～8月7日（木）
受付時間：平日9：00～12：30、13：30～17：00

A. 申請者全員が提出する書類

No.	提　出　書　類	備　　考	発行所等	該当者欄（該当者に〇印を付す）
				本人 / 父 / 母 / 兄 / 弟 / 姉 / 妹 / 祖父 / 祖母
1	入寮願（様式1）	必要事項をすべて正しく記入し提出すること		〇
2	学寮入寮希望調書（様式2）	必要事項をすべて正しく記入し提出すること（両面）		〇
3	入寮希望者提出書類一覧表（様式3）	本紙		〇
4	長3（120mm×235mm）の 返信用封筒	本人の住所・氏名を明記し、410円分の切手を 貼ったもの ※学生支援課に選考結果を受け取りに来る方は封 筒の同封は不要です。		該当する方に〇 選考結果の郵送を希望 →封筒1枚を同封 選考結果を窓口で受け取る →封筒は不要
5	住民票謄本 （世帯全員分の住民票）	**生計を一にする家族全員分（世帯全員）。** **なお、母（父）子世帯は戸籍謄本も提示すること。**	市区町村役所	
6	令和6年分所得証明書 （申請時に受け取れる最新のもの）	① 父母（所得の有無に関わらず提出）の分 ② 母（父）子家庭で生計を一にする祖父母の分 ③ 父母に代わって家計を支えている者の分	市区町村役所	

注：裏面もあります

B. ①父母について②母（父）子家庭で生計を一にする祖父母について③父母に代わって家計を支えている者について、次の事項のうち該当するものを提出

No.	事　　項	提　出　書　類	発行所等	該当者欄（該当者に〇印を付す）
				本人 父 母 兄 弟 姉 妹 祖父 祖母
7	給与所得者 （会社員・公務員等）	令和6年分の源泉徴収票の写	勤務先	
8	給与所得者 （令和6年1月以降に 就職・転職したもの）	年収（見込）証明願（様式4）	勤務先	
9	商工農林水産業等の事業所得者	令和6年分の確定申告書（控）の写 （第一表・第二表とも提出すること） （決算書又は収支内訳書も添付すること）	当該者保管分	
10	失業者	雇用保険受給資格者証（受給状況のわかるもの）の写	当該者保管分	
11	年金（恩給）等受給者 老齢・農業・障害・遺族・ 母子年金、児童扶養手当等	令和6年分の年金（恩給）等の源泉徴収票及び最新の支給額改定通知書又は振込通知書（1回分で可）の写	当該者保管分	
12	雑所得（家賃、地代、利子・ 配当、内職・アルバイト等）の ある者	令和6年分の確定申告書（控）の写 又は支払証明書	当該者保管分	
13	生活保護法による生活扶助を 受けている世帯	令和6年分の支給金額が明記された生活扶助受給証明書等の写	社会福祉事務所	
14	母（父）子家庭で養育費を受け取っている者	養育費の月額が確認出来る書類の写し（通帳の写し等）		

C. 本人・家族が次の事項に該当する場合に提出する書類

No.	事　　項	提　出　書　類	発行所等	該当者欄（該当者に〇印を付す）
				本人 父 母 兄 弟 姉 妹 祖父 祖母
15	高等学校以上の就学者 （予備校・各種学校・職業訓練校は除く・本人分は不要）	在学証明書または学生証の写し(本学在学者は不要) ※書類提出時に進学先が決定していない場合は、決定後速やかに郵送またはFAXで送付してください。	在学学校	本学在学者の場合は学籍番号・氏名を記入
16	障がい者	障害者手帳の写し又は社会福祉事務所長等の証明書	当該者保管分又は 社会福祉事務所等	
17	主たる生計維持者が家族と別居している世帯（単身赴任を含む）	別居世帯の必要経費申立書（様式5） 最近12か月間に別居のために支出した住居費・光熱水費の支払証明書又は領収書の写を添付	当該者保管分又は 支払先	
18	6か月以上長期療養中の者 又は療養を必要と認められる者 （療養終了者は除く）	長期療養申立書（様式6）	医療機関等	
19	火災・風水害・盗難等被害世帯 （入寮前1年以内に限る）	被害金額を明記した災害状況証明願（様式7） なお、保険・損害賠償金等によって補填された場合は、その支払証明書の写を添付	市区町村役所又は 消防署	